

志摩市補助金等交付基準

平成22年3月2日制定

1. 目的

この基準は、補助金等の効果的、効率的な運用を図るとともに、補助事業者に対しても、補助金等の交付基準を明らかにすることにより、公平性、透明性を確保し、より適正な補助金等の交付及び執行を図ることを目的とする。

2. 定義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合において交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。また、事業の公共性・公益性が高く、快適で安全なまちづくり、健康福祉の増進、環境対策、産業の発展、教育・文化・スポーツの振興、市民参画・協働という目的を有するものとする。

3. 判断基準

補助金等の交付においては、事業・団体活動の計画又は実績等に基づき、次の4つの基準によりその妥当性を判断するものとする。

(1) 公益性・効果性

補助金等の支出が客観的に見て公益性が高いこと。
市民の福祉の向上や利益の増進に効果があること。
市民と行政との協働を目的とし、真に市が補助すべき事業・活動であること。
交付目的、内容等が社会経済情勢に合致するものであること。

(2) 公正性・公平性

受益者が特定の者に限定されていないこと。
個人の営利又は企業的色彩が含まれていないこと。
同種、類似の補助金に比べ多額でないこと。
形式的、習慣的な補助でないこと。

(3) 適格性・透明性

法律、条例、規則等に反していないこと。
交付の方法、支出の基準が明確であること。
団体等の会計処理及び使途が明確であること。
団体等が自ら積極的に活動資金確保に努めていること。

(4) 必要性・継続性

市民のニーズが高いこと。
民間などに類似した事業がないこと。
市が補助金支出という手段で関与することが妥当であること。
補助の目的が達成されておらず、支援を継続していく必要があること。

4. 交付基準

上記判断基準により適格性が認められた補助金等については、次の交付基準に基づき交付を行うものとする。

(1) 補助対象外経費

慰労的な研修の経費（事業の性質上、真に必要があると認められる視察研修は、この限りでない。）

交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費（会議等におけるお茶代、講演等に伴う講師に対する弁当等事業達成のために必要と認められるものは、この限りでない。）

積立金、引当金

補助事業の遂行に直接関係しない他団体へ行う迂回助成（育成費を含む。）

神社仏閣等宗教に関連する事業（文化財保存事業は除く。）

その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの

(2) 補助額の適正化

国庫補助や県補助を伴う事業に係る市の補助は、国・県の補助制度上規定されているもの以外は原則上乘せしない。

その事業を執行する上において、過度の支出があると認められる場合は、補助金額を調整する。

団体等の決算において繰越金の額が補助額を超えている場合には、補助金額を調整する。

補助率の上限は、補助対象経費の2分の1以内で、予算額を上限とする。（に定めるものを除く。）

条例、規則等において、定額若しくは一定の算定式によって補助金額を算出する旨規定している場合は、その定額若しくは算出した額を上限とする。

(3) 総額の抑制

新規の補助制度を設ける場合は、スクラップ・アンド・ビルドの原則を踏まえること。

補助対象の事業費に占める補助金の割合が10%以下の補助金は原則廃止する。

5万円未満の少額補助は原則廃止する。

設置目的が類似する補助団体は、効率性、市の一体感の醸成の観点からも統合を推進する。また、旧町単位で実施しているまつり、イベント等に補助金等を交付している場合は、一本化するよう推進する。

5. 終期の設定

補助金等の交付にあたっては、補助事業の目的達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性の見直しのための区切りとするため、補助期間を定め、補助金の実効性を確保する。

(1) 国や県の制度による補助は、その補助期間の終了と合わせて、市の補助を終了する。

(2) 市単独における補助金等の同一団体等への交付は、3年を限度とし、公益上、更新が必要な場合には必ず見直しを行うものとする。

6．透明性の確保

補助事業実施後においては、補助金支出の透明性を確保するため、補助金等の交付を受けた年度の決算が終了したときは、その決算内容を明記した資料を補助事業者に提出させるとともに、補助金所管部署は、事業内容が補助対象事業として適切か確認を行うものとする。また、必要に応じて補助事業者から当該補助事業に係る領収書の写しの提出を求めるものとする。

7．基準の適用除外

- (1) 法律等により別に定めがあるもの
- (2) 債務負担行為が設定済みのもの
- (3) その他市長が特に認める極めて政策的なもの

8．施行期日等

この基準は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 3 年度予算から適用する。